

大田原市立野崎中学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの定義

- いじめとは、生徒等に対して一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つようにする。

(2) いじめの未然防止に向けて

- 生徒の個性を尊重し、一人一人の自己有用感を高める。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成するために、学校組織をあげた計画的な指導を実践する。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- 定期的にアンケート調査を実施し、より多くの情報を得る。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。

(4) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている生徒を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思いつくことなく、解決に向け組織的な対応を図る。
- いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努める。

(5) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、生徒等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

「生徒支援委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応する。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(2) 未然防止・早期発見対策（定期開催）

① 未然防止対策

- 学業指導の充実に向けた指導計画の立案
- 指導計画の進捗状況の把握
- いじめに関する意識調査、集団を把握する調査の実施
- アンケート調査等の調査結果の分析共有
- いじめ防止に向けた道徳教育、特別活動等の実施状況の把握と改善策の検討
- 教育相談体制のチェック
- 校内研修会の企画、立案
- 要配慮生徒への支援方針決定

② 早期発見対策

- アンケートの実施、評価、改善
- 情報交換による生徒の状況の共有
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断

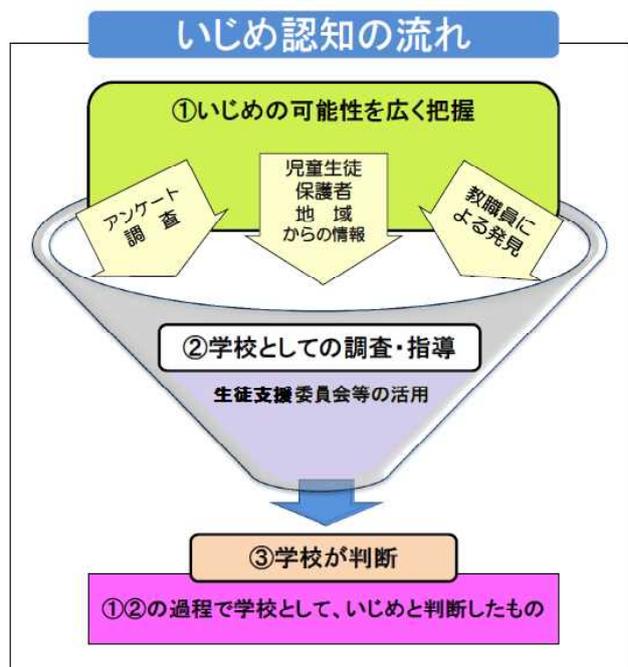
(3) いじめ認知時の対応（随時開催）

① 事実関係の把握【図1参照】

学校は、アンケート調査、児童生徒・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努める。

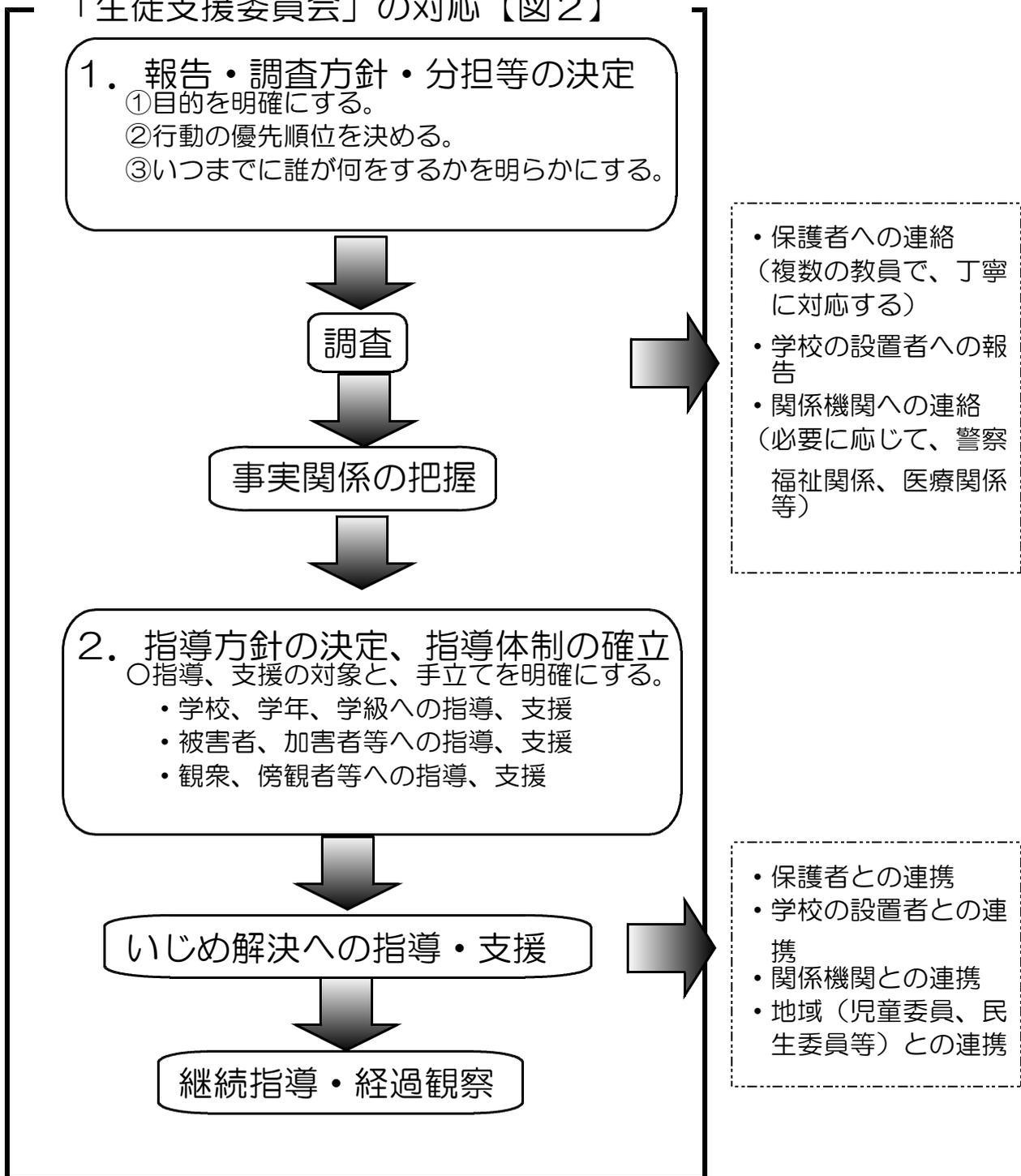
校長のリーダーシップの下、生徒支援委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行う。

【図1】



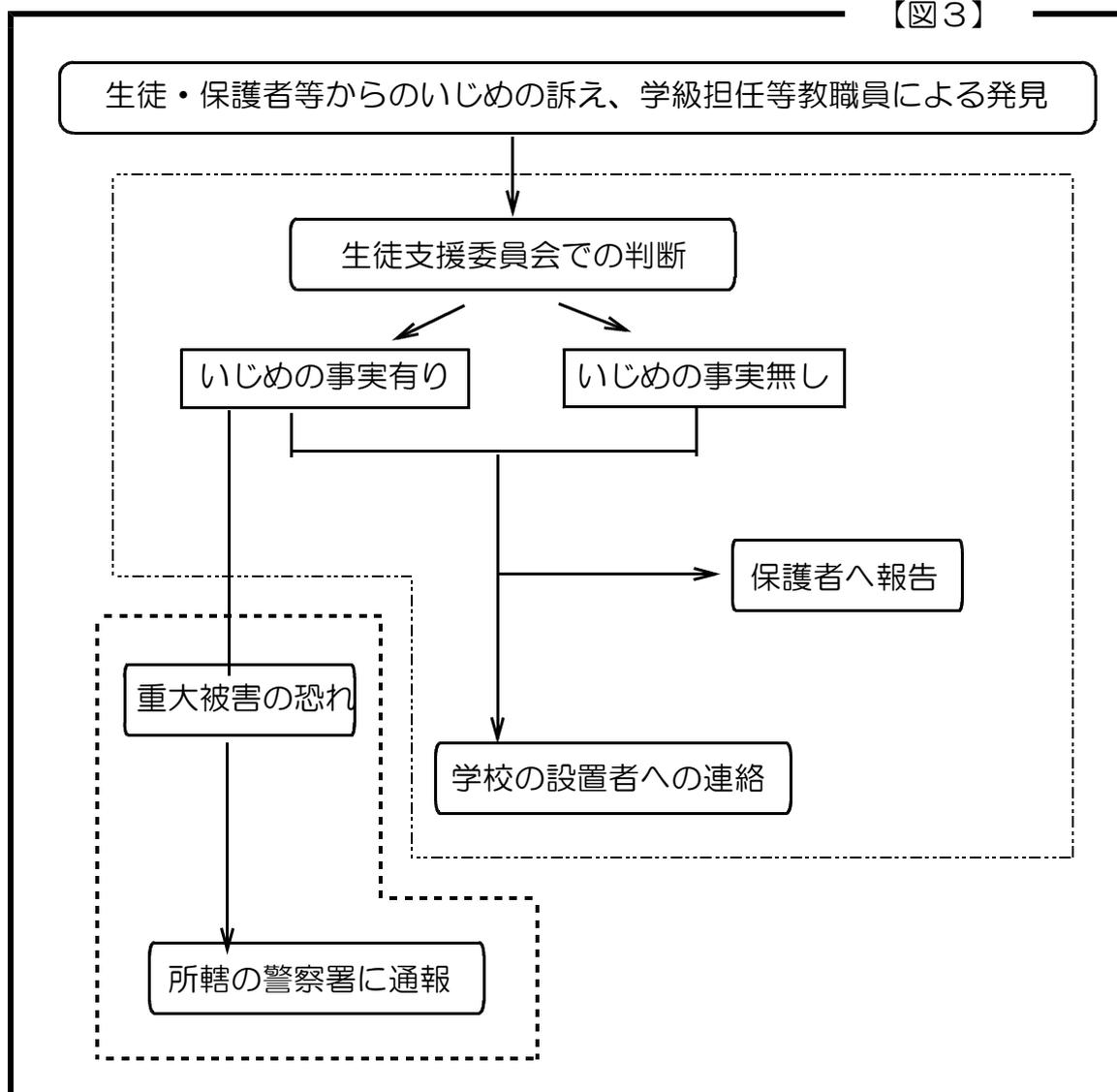
② 「生徒支援委員会」の対応【図2参照】

「生徒支援委員会」の対応【図2】



③ 関係機関への報告【図3参照】

【図3】



3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行う。

(1) いじめの未然防止対策

① 教員のいじめに対する意識の高揚

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上（学校評価、職員会議、指導部会において）実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

③ 学業指導の充実

- 学業指導の充実に向け、指導計画を作成し、組織的かつ計画的な指導に努める。

- 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- 「ありがとう運動」の推進により、授業や学校生活全般において、ありがとうポイントを獲得することを目標とし、積極的な善行を行うようにする。
- スポーツフェスティバルや生徒会イベントにおいて、縦割り班を編制し、他学年と交流を図る。また、各学校行事において、クラス、学年などが、一致団結して物事に取り組むこと大切さを理解させる。
- ④ 道徳教育の充実
 - 正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。
 - 生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動を取り入れる。
 - 「人権教育」「心のノート」等の資料を活用して道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ⑤ 特別活動の充実
 - 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進する。
 - 生徒会活動において、「あいさつ日本一運動」の奨励や生徒会執行部を中心とした「朝のハイタッチ運動」の実施、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。
 - 部活動を通して、苦難を克服する忍耐力、精神力の育成、人間関係の形成力を養う。
 - セーフティ教室や学級活動の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。
- ⑥ 人権が守られた学校づくりの推進
 - 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進する。
 - 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- ⑦ 保護者・地域との連携
 - PTAと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、本校のいじめ対策基本方針について周知するとともに、いじめ問題について保護者と学ぶ機会を設定する。
 - 学校のたより等を通して、地域に対し本校のいじめ対策基本方針を周知する。
 - 三校連絡協議会（野崎中、薄葉小、石上小と各自治会、野崎駐在所等）で掲げた野崎地区全体での「あさがお運動」の取り組みの実施。
 - 自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。

- ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。
 - 父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。
 - 携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人とで話し合って決める。
 - 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
 - 生徒たちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。
 - 生徒たちと顔見知りになるために、子どもたちに出会った時はあいさつや声かけをお願いする。
 - 地域で生徒が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。
- ⑧ ネットいじめへの対応
- 携帯電話、スマートフォン等は校内での使用を禁止する。家庭においては、保護者の協力のもと、使用におけるルール作りを行うよう呼びかける。
 - 教科や学級活動を活用し、生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
 - 以下の点について重点的に指導する。
 - ・掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - ・「出会い系サイト」などの有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
 - ・インターネットによるSNSを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者に対する啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(2) 早期発見に関する対応

① 実態把握

(校内)

- 生徒が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞いたり、上履き、机、椅子、学用品、掲示物などにいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにしたりする。また、休み時間や放課後などを利用して、生徒からの情報を収集する。

(家庭)

- 生徒とのコミュニケーションを多くとったり、服装や持ち物に気を配ったりして、生徒の変化を見逃さないように促す。また、悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や関係作りを行っておくようにする。

② アンケートの実施

- 定期的に「生徒のいじめに関する意識調査（年3回）」を実施し、その結果を指導計画の改善に生かしていく。
- 定期的及び随時「いじめの実態を把握するための調査」を実施し、早期発見に役立てていく。
- 年に2回、Q-U検査を実施し、その結果をもとに、生徒の実態把握や指導に生かしていくとともに、専門家からコンサルテーションを受ける。

③ 教育相談の充実

- 教育相談週間を学期に一度設定する。
- 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

④ 情報交換による共有

- 生徒支援委員会だけでなく、朝の打ち合わせや職員会議、日常の生活の中で気軽に話せる雰囲気をつくり、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制（協働体制）を整える。
- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。また、学校教育村団員・学習相談員とも密に連携を深めていく。

(3) 早期解決に向けた対応

① 保護者への報告

- いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- 事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

② いじめられている生徒及び保護者への支援

- いじめられた生徒や保護者に対し、辛く苦しい気持ちに共感し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、できる限り不安を取り除くとともに、生徒の安全を迅速に確保する。
- いじめの解消については、いじめに係る行為が相当の期間止んでいる状態とする。少なくとも3ヶ月を目安とする。また、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない状態とする。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、被害が継続しない体制を整え、必要な支援を行う。
- 生徒を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。
- いじめを解決する方針について、教職員はいじめられた生徒及び保護者と話し合って決め、理解、協力を得ること。その際、いじめられた生徒の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

③ いじめた生徒への指導及び保護者への助言

- いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。そして、二度といじめを行うことのないように指導する。
- 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
- 事実を冷静に確認し、生徒の言い分を十分に聞くようにする。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。
- 保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請する。
- カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。

- 被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
- ④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）、保護者への働きかけ（生徒）
- いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせる。
 - 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。
 - 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- （保護者）
- いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。
 - いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者にはなってはならないという気持ちを育てるように伝える。
- ⑤ ネットいじめへの対応
- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ⑥ 教育委員会や関係機関等との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄の警察署と連携して対処する。
 - いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ⑦ 懲戒
- 在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、当該生徒に対して、事実行為としての懲戒により反省を促したり、学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えたりします。
 - いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
- ⑧ 出席停止
- 在籍する生徒がいじめを行っている場合であって、他の生徒の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、出席停止の運用について積極的に検討します。
- ⑨ 重大事態への対応
- i 重大事態とは
「重大事態」とは、次の（ア）、（イ）の状況とする。
 - ア いじめにより（当該学校に在籍する）生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認めるとき。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を要求または奪い取られた場合

イ いじめにより（当該学校に在籍する）生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

ii 重大事態発生時の対応

ア 生徒支援委員会により、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、事実確認をする。

イ 学校の設置者に報告するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

ウ 重大事態調査のために学校の設置者が設置する組織に協力する。

⑩ 学校窓口の設置

- 係を定め家庭・地域からの情報を集約する。
- 学校だより、学校ホームページなどに学校での取組、窓口係など周知する。